

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。
- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
(回答) 福祉医療制度においては、子ども、高齢者、精神障害者の医療について県の補助範囲より拡充をしており、当面は現行制度を維持していく予定です。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
(回答) 子ども医療の通院助成は、15歳の年度末まで現物給付を実施しており、これ以上の拡充の予定はありません。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
(回答) 平成23年7月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者には全疾病の保険診療分の助成を行っています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 高齢化が進むとともに医療費は増加の一途をたどっています。高齢者の方にも医療費の一部を負担していただく必要があると考えます。また、現在のところ福祉医療制度の対象拡大は予定しておりません。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

高齢化率が上昇し、それに伴い要介護認定者の数が増加する中で、介護保険料の引き下げは、困難であると考えております。介護保険料段階は、第5期介護保険事業計画で10段階を設定しております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

第5期介護保険計画では、保険料段階第1・第2段階の方の介護保険料は、保険料率国基準0.5に対し、大口町では0.4とし、低所得者に配慮した介護保険料としました。また、介護保険法に基づいて、適切に介護保険料の徴収を実施しておりますので、減免等は考えておりません。介護保険料の支払いの困難の方に対する、納付の相談等を実施しております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

大口町の市町村特別給付の中に、在宅サービス利用支援費事業があり、非課税世帯の方がデイサービスを利用した時の食事代を支援しております。また、介護予防教室の利用料に対しても、非課税世帯の方は、0.75割負担としております。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)

大口町では、一般高齢福祉事業で寝具乾燥や配食サービス、通所・訪問事業など充実しているため、「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しておりません。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

大口町の介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム80床とグループホーム2ユニットあり、これ以上の施設の整備計画はありません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)

大口町の日常生活圏域は、中学校が1校ということもあり、地域包括支援センターは1か所です。地域包括支援センターの委託料はほとんどが人件費を占めており、給与費のほか研修費や時間外勤務費等も含まれております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

介護保険給付費により介護労働者の賃金は賄われるべきであると考えていますので、財政的な支援は行いません。研修の機会の確保については、町独自の研修会等を実施して町内の事業者に参加してもらっております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

昨年度から大口町では、地域で単身・高齢者世帯の見守り支え合いができるように地域に出向き、大口町の現状や取り組み状況について話し、地域でできることを住民の方と一緒に考え、見守り支え合いの仕組み作りを行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)

大口町では巡回バスを実施しており、高齢者の意見もお聞きしながら運行をしております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)

大口町では街角サロンは3カ所とまだ数が少なく、今後街角サロンを増やすために、ボランティアの人材育成に、取り組んでいきたいと考えています。

また、街角サロンで使用される消耗品等の支援は予算化しております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

大口町では、軽費老人ホーム50人・ケアハウス20人が整備されており、今後公営で整備を行う考えはありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスは月～日曜日まで実施しております。本年度から、希望により配食を昼または夕方どちらかを選択できるようにしました。助成額の増額については考えておりません。

会食については、地区が年1回開催する高齢者ふれあいのつどい事業に対して、交付金などの支援をしております。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

税務署の指針に従い実施しております。

- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

要介護認定者の中には、すでに障害者手帳保持者や必要のない方もおみえになりますので、今後も広報等や介護支援専門員に対する周知を図って参ります。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(回答) 後期高齢者医療の事務は、愛知県の広域連合で行っており、高額医療・高額介護合算療養費の対象者への案内も広域連合から発送されています。

また、国保についても同様に対象者へ案内を郵送しています。高額医療費については、領収書の確認をしておりますので、直接申請書を送付する予定はありません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答) 現在のところ納付の誓約をいただいております。資格証明書・短期保険証の発行はしていません。

3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

現在、妊婦健診の補助については、県が定めた内容で実施しており、人によっては自己負担が発生する場合があります。今後の制度の無料化については考えておりません。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。
- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。
- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。
- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

4. 国保の改善について

- ①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答) 国民健康保険制度の中で、都道府県単位化することは県内の国保加入者の国保税や給付の内容が統一され、より平等な制度になるものと考えられます。国や県の動向を見守っていきたいと思います。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険に加入していない人へ負担を求めることとなりますので、今後も慎重に対応していきます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 国民健康保険法、地方税法により、加入者すべてが均等割の対象とされています。

当面法定どおりの賦課を行ってまいります。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
(回答) 減免は主に、災害や急激な所得の低下により納付が困難となった方を対象としています。前年度に低所得等であった方には、法定軽減の対象となると思われます。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 前記と同様減免制度は、所得の大幅な減少等により納付が困難となった方を対象としたものですので、減免要件の拡充は考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 資格証明書は災害その他特別事情がないのに保険料を納めない世帯主については、平成12年4月から資格証明書を交付することの措置が義務化されています。

18歳の年度末までの子どもには、すべて6か月以上の保険証を交付済みです。また、母子、障がい者への資格証明書の発行はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答) 滞納者への給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

(回答) 分納をいただいている滞納者の世帯には、通常保険証が交付できるよう納税相談を行っております。また、定期的に分納をいただいている方には、6か月の保険証を交付しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 納税相談などを通じて生活実態の把握に努めております。差押えなどは、事前に納付を促し、応じていただけない場合にのみ行っており、その際も訪問し、資産や生活実態を把握した上で行っております。

無保険者の調査については、現在のところ考えておりません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 一部負担金については、過去1年以内に世帯主又は国保加入者が風水害により損失を受けた場合や、病気や失業により収入が減少したときに、緊急一時的な措置として減免の制度を設けております。平成23年8月からは、前記要件に該当した場合の収入判定を生活保護基準の1.3倍以下とした規定を設けました。

制度の周知については、町広報紙、ホームページ等により行っています。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)現在の国の利用者負担の設定が適切であると考えており、町独自の実施について、現在のところ考えていません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)訪問系サービス、移動支援のいずれにおいても、余暇活動を含め、実情に合わせた予算措置を行っており、適切な時間数を設定しております。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)国制度である同行援護と同様に、移動支援の通所・通学での利用は現在のところ考えていません。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答)現在の避難所のうち、小中学校について、今後施設改修等の際にバリアフリー化を検討していきたいと考えています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答)町内の福祉施設など各施設と協定を結びできる限りニーズに合った対応ができるように勧めております。また、避難が困難な方などに対し、地域の避難所として学習等共同利用施設等を避難所指定できるように進めております。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(回答)災害時要援護者マニュアルを作成し、実施を目指し検討しております。現在のところ情報開示、福祉圏域間や県との情報共有は考えておりません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

特定健診は、健診レベルを維持するため詳細項目も受診者全員に実施することから自己負担金があります。来年度についても、管内市町と同一歩調で検討しています。他の健診の自己負担金の無料化は考えておりません。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

40歳未満の方を対象にした健診について、無料化は考えておりません。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

(回答)

Hib、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種については、平成23年1月から、接種費用の一部助成または生活保護・非課税世帯の方には全額助成を行っており、無料化については考えておりません。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

高齢者用肺炎球菌については、平成23年6月から、75歳以上の方に対し接種費用一部助成または生活保護・非課税世帯の方には全額助成を行っています。

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種の助成制度は考えておりません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)生活保護については、大口町では、愛知県尾張福祉事務所の所管事務となります。保護申請については、相談があった場合には速やかに愛知県尾張福祉事務所に連絡を対応しております。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答)現在愛知県尾張福祉事務所の大口町担当職員は正規職員1名で、愛知県尾張福祉事務所管内に就労支援相談員2名、町職員1名の体制で就労支援や生活支援に当たっています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

(回答)現在警察官OBの配置はしておりません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福

社サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
 - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
 - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上